

新市まちづくり計画（合併市町村基本計画）素案 概要版

平成 24 年 10 月

“自然”“歴史”“文化”が息づき
みんなが笑顔のあつたか “栃木市”



栃木市・岩舟町合併協議会

目 次

1 序論

1 合併の背景と必要性	1
2 合併の効果	1
3 新市まちづくり計画策定の方針	2
4 新市まちづくり計画の位置づけ	2

2 新市の姿

1 新市の概況	3
2 新市の基本指標	4

3 新市の基本方針

1 まちづくりの基本姿勢	6
2 将来都市像	7
3 新市のまちづくり体制（地域或自治制度）	8
4 新市の都市構造の基本方針	10

4 新市の施策

1 施策の体系	12
2 施策の展開	12

5 財政計画

1 歳入	16
2 歳出	16
3 財政計画（推計）	17

6 公共施設の統合・整備

1 基本方針	18
2 施設整備・活用の方針	18
3 庁舎整備の方針	18

1 合併の背景と必要性

(1) 住民の生活圏や広域的な課題への対応

交通機関や道路網等の発達により、住民の生活圏は一つの行政区域を遥かに越えたものとなっており、広域的な視点に立ち、住民生活の広がりに対応したまちづくりが求められています。

(2) 少子高齢社会への対応

生産年齢人口が減少していく中においても、多様な住民ニーズや福祉需要を充足するための財源の確保が大きな課題となり、より一層の行財政の効率化が求められています。

(3) 厳しい財政状況への対応

人口減少や高齢化に伴い、住民税などの自主財源や国・県からの財政的支援の減少が進んでおり、行財政の効率化や地域の特性を積極的に活用したまちづくりを推進し、国や県に依存することのない自立した行政運営ができる財政基盤の確立が求められています。

(4) 地方分権・地域主権改革への対応

地方分権・地域主権改革により、国や県が持っていた事務権限や財源の市町村への移譲を着実にサービスの向上に繋げていくために、政策形成や法務など、職員の専門性の発揮や高度なサービス提供を行うことができる体制づくりが求められています。

2 合併の効果

(1) 新たなまちづくりの展開

- 合併による相乗効果を発揮し、大きくなった住民パワーや強化された財政力、権限を充分に活用して、これまで取り組めなかった大規模な事業や、活かしきれなかった地域資源を活かしたまちづくりを展開することができます。
- 観光振興、地域ブランド、企業誘致など、新市の誕生によるイメージアップ効果の活用に加え、資源のネットワーク化や情報の集約化により、新たな魅力を創出し、自治体間における市場価値を向上させることができます。

(2) 広域的なまちづくりの促進

- 行政区域の拡大により、住民の日常生活や民間の投資活動に即した広域的な観点から、都市基盤や各種公共施設の整備など、重複投資を回避しつつ、計画的なまちづくりが可能になります。
- 新市として一体となることで、環境問題や水処理の問題、観光振興など、広域的な視点による調整、取組などを必要とする課題に関する施策を有効に展開することができます。

(3) 住民の利便性向上

- 利用可能な行政サービスの窓口や公共施設が増加し、勤務先や買い物先の近くでも様々なサービスを受けることが可能となります。
- スケールメリットにより生み出される財源、人材、施設を有効に活用し保健・医療・福祉などをはじめ様々な分野で、より高度で専門的なサービスの提供ができるようになります。

(4) 行財政の効率化

- 両市町の行政組織を統合・再編することにより、組織のスリム化が可能となります。また、合併を契機とした仕事の見直しが進むという点からも、行財政の効率化が図られます。
- 重複した公共施設の統合や機能の再配置を行うなど、中長期的な経常経費の削減が可能になります。

3 新市まちづくり計画策定の方針

(1) 計画の趣旨

新市まちづくり計画（以下「本計画」という。）は、「市町村の合併の特例に関する法律」に基づき、合併後の新市の一体性の確立、均衡ある発展や住民福祉の向上などを図り、新市を円滑に運営していくために、新市のマスターplanとして策定するものです。

(2) 計画の構成

本計画は、新市の基本方針、主要施策、公共施設の統合整備及び財政計画を中心に構成するものとします。

(3) 計画の期間

本計画の期間は、10年間とします。

（平成26年度～35年度）

(4) 計画策定の指針

本計画の策定にあたっては、新市を一体的に捉え、将来を見据えた中長期的な視点に立つものとします。

また、公共施設の統合整備については、市民生活に急激な変化を及ぼすことが無いよう十分に配慮し、地域間のバランス、財政事情などを考慮しながら計画に反映するものとします。

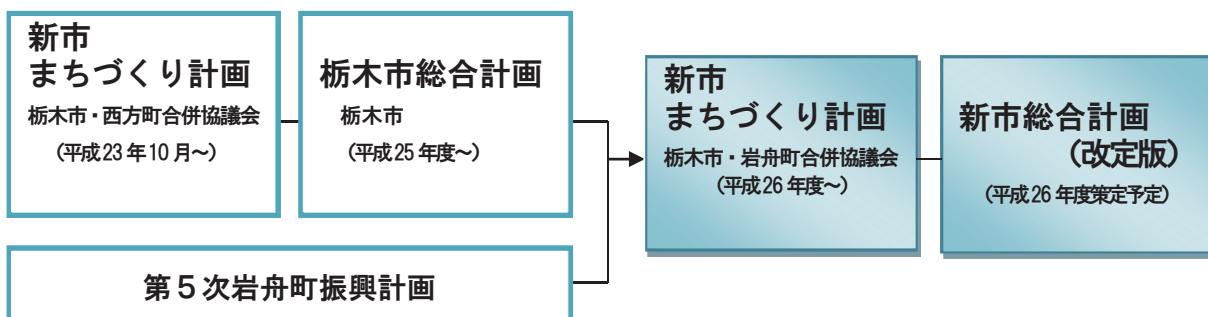
4 新市まちづくり計画の位置づけ

本計画は、両市町の最上位計画の理念を前提とし、現況の再整理や合併の効果を踏まえ策定するものです。

合併後の新市では、本計画に基づいてまちづくりを進めていくことが必要となります。

また、本計画は、住民に対して合併後の新市のまちづくりの方向性を示す役割を持ちます。

【計画策定までのイメージ図】



2

新市の姿

1 新市の概況

(1) 新市の位置と地勢

新市は、栃木県の南部に位置し、東京から鉄道でも、高速道路でも約1時間の距離にあります。

南北約33.1km、東西約22.3km、面積331.57km²で、壬生町、小山市、佐野市、鹿沼市などに接しており、また、茨城、栃木、群馬、埼玉の4県の県境が接する稀有な地域でもあります。

地勢としては、新市の西に三毳山と岩船山があり、中央には太平山を中心とする太平山県立自然公園が広がり、南にはラムサール条約登録地である渡良瀬遊水地など、県南のシンボル的な自然景観を有しています。さらには、渡良瀬川、思川、巴波川、永野川、三杉川などの多くの豊かな河川が新市域を流れています。また、北東部から南東部にかけては、関東平野に連なる平坦地が広がり、県内有数の農業地帯でもあります。

(2) 交通

● 高速道路及び国道

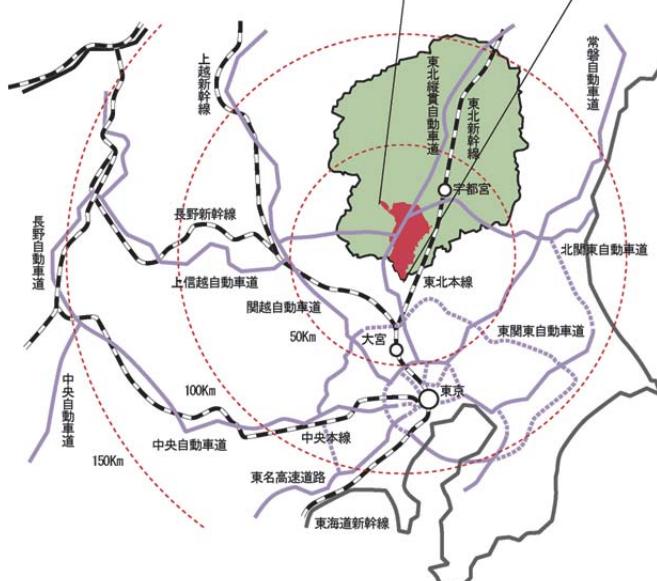
新市は、南北に走る東北縦貫自動車道に、佐野藤岡、栃木の二つのインターチェンジを有し、東西には北関東自動車道が通り、都賀インターチェンジを有しています。この二つの高速道路を、群馬方面からは岩舟ジャンクション、茨城方面からは栃木都賀ジャンクションが結び、物流の効率化や地域経済の発展に寄与する交通の要の地域であると言えます。また、南部には、群馬、栃木、茨城を結ぶ一般国道50号が東西に通り、北部には一般国道293号が通るなど、県内外とのアクセス性に優れた道路網を形成しています。

● 主要地方道

地域間を結ぶ主な道路としては、南北に主要地方道栃木藤岡線、一般県道栃木環状線、主要地方道宇都宮亀和田栃木線(例幣使街道)、東西に主要地方道桐生岩舟線及び岩舟小山線(旧国道50号)があります。近隣自治体などとの広域的なアクセス性の向上として、都市計画道路小山栃木都賀線の早期開通が望まれます。

● 鉄道

公共交通では、東武日光線、東武宇都宮線、JR両毛線の3路線、13駅を有し、市内や近隣自治体への通勤通学の足として、東京、埼玉方面への交通手段として、充実した鉄道網となっています。



2 新市の基本指標

(1) 人口と世帯数（推移と将来推計）

●人口

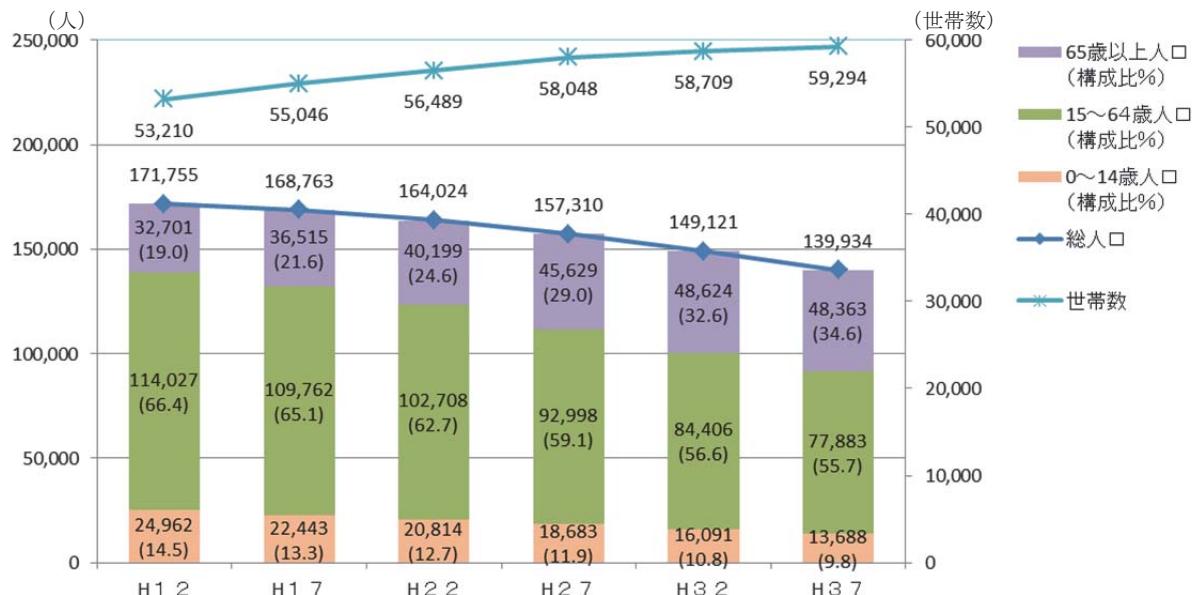
平成 22 年の国勢調査によると、新市の人口は 164,024 人となっています。人口推計を行った結果、今後も減少傾向が続くと予測され、平成 37 年には 14.7% 減少し、139,934 人になると推計されます。

また、年齢別人口の構成比は、平成 22 年と平成 37 年の比較によると、年少人口(0~14 歳)は 12.7% が 9.8% に、生産年齢人口(15~64 歳)は 62.7% が 55.7% に、老人人口(65 歳以上)は 24.6% が 34.6% となります。

●世帯

平成 22 年の国勢調査による新市の世帯数は 56,489 世帯となっています。本推計によると、今後もしばらくは増加傾向が続くものと予測され、平成 37 年までに 5.0% 増加し、59,294 世帯となると見込まれます。

○新市の将来人口

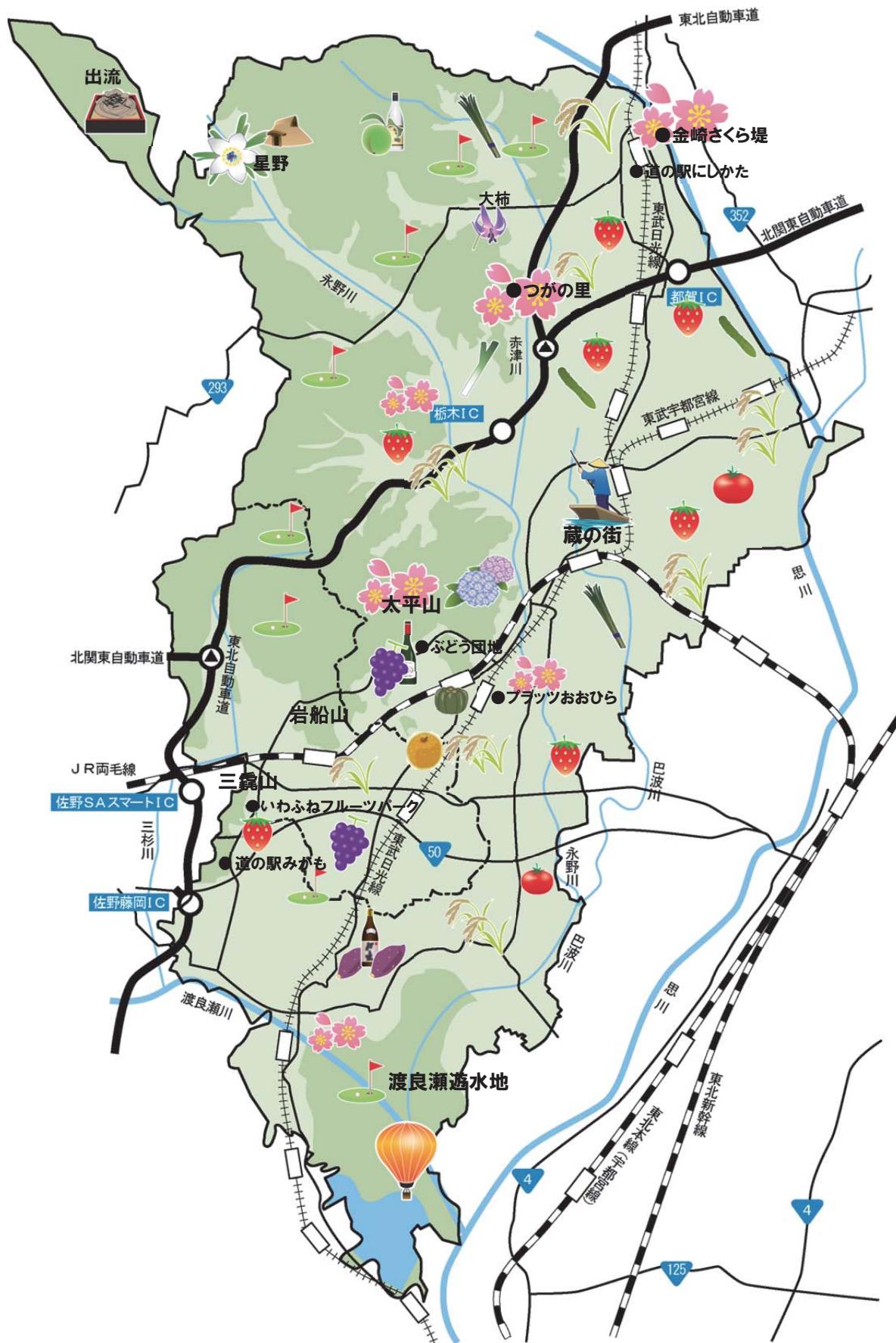


(2) 新市の主要指標と県内順位

項目	数値	県内順位	出典
人口	164,024 人	3位	H22 国勢調査
面積	331.57k m ²	8位	H20 国土地理院
商業	事業所数	3位	H19 商業統計調査
	商品販売額	4位	H19 商業統計調査
工業	工業事業所数	3位	H22 工業統計調査
	製造品出荷額等	3位	H22 工業統計調査
農業	農家戸数	1位	2010 年農林業センサス
	稲作付面積	4位	2010 年農林業センサス

※本表における県内順位は、各種統計の調査基準日以降の市町村合併による順位変動は考慮していません。

栃木市・岩舟町 観光資源・地域資源イラストマップ



3

新市の基本方針

1 まちづくりの基本姿勢

新市の現状や課題、住民アンケートの結果などを踏まえ、まちづくりの基本姿勢を以下のように定めます。なお、新市は単に栃木市と岩舟町の合併ではなく、短期間に6市町が合併するという稀有な例であり、それらを踏まえた新市のまちづくりとなります。

● 地域の“力”を活かすまちづくり

これまで各地域で取り組んできた“まちづくり”や住民活動によって、新市は様々な魅力や資源を有した地域になります。こうした各地域での取組は新市においても大切な“財産”であり、人・文化・伝統などの様々な地域の魅力や資源を、さらに磨き上げていく必要があります。

新市誕生後の10年間は、こうした各地域の資源やまちづくり活動などを継承していく仕組みを確立するとともに、人・地域の自発的な取組を支援し、地域の魅力をより輝かせるまちづくりを推進していきます。

● “自律”により“自立”できるまちづくり

市民、まちづくり団体、地域、企業の多様性のある取組は、新市にとって大きな力となります。それが異なる方向性を持って行動していれば、新市の魅力を向上させる力にはなりません。新市が一つの新たなまちとして、他の自治体に負けない総合力を身につけていくためには、人と人、地域と地域が相互に認め合い、その中で、切磋琢磨しながら様々なまちづくりを展開していく必要があります。全ての市民・地域などの“主体”が「自らが出来ることは何か」また「自らがすべきことは何か」を考え、それが多様性を持った中でも、目指すべき目的は「新市の発展である」ということを明確にして、自らを律し取り組んでいく必要があります。

それらの活動に支えられることによって、新市のまちづくりがより豊かなものになっていきます。

● 持続可能な自治体づくり

人口減少、超高齢社会や低成長社会など、近年の社会情勢は大きく変化しています。そのような中、地方自治体においては地方分権の進展も踏まえ、安定した行政サービスの供給や、地域の資源、魅力を次の世代にも引き継いでいく「持続可能な自治体」としての自立が急務となっています。そのために、行財政運営面では、商工業の活性化や企業誘致などの経済的な振興策による収税の確保のみならず、より一層の行財政の効率化を推進していく必要があります。また、個々の住民の価値観の多様性や日々の生活の質的向上を求める社会では、市民と行政が一体となって取り組む協働の仕組みを整えることが、効果的で効率的なまちづくりに必要となります。

“自然”“歴史”“文化”が息づき みんなが笑顔の**あったか** “栃木市”

新市では、太平山、三毳山といった風光明媚な山々や霊山として名高い岩船山、渡良瀬川、思川、巴波川、永野川、三杉川などの河川、渡良瀬遊水地、つがの里、金崎さくら堤など郊外に広がる多彩な自然環境の中で、多くの人がアウトドアスポーツや観光を楽しみ、イチゴ、ぶどう、米をはじめとする豊かな大地が育む多彩な農産物などが、市民や来訪者の心や食を潤しています。市街地では、歴史ある蔵の街並みがたたずみ、高校生や大学生が賑やかに未来を語り合い、歴史的文化財なども豊富で、祭りになれば豪華絢爛な山車が街なかを練り歩きます。

そして、それらの地域の誇れる“自然”“歴史”“文化”を活かして、住民、各種団体、企業、行政など多様な主体が個々に力を発揮し、また、互いに連携し、支えあう中で、人々の生き生きとした笑顔があふれる街を創りあげます。

新市は、栃木市、岩舟町がそれぞれに育んできた多種多様な地域資源を有するとともに、交通環境や地理特性など基礎的条件が充実し、さらには、それらを守り、育ててきた人々が一つの自治体の住民となることで、多彩な魅力と大きな力を備え、さらなる飛躍が期待できる都市となります。

個性と魅力あふれる“自然”“歴史”“文化”が息づく「しっとりしたまち」に、人々が集い、慈しみ、支えあい、そして、活力ある行動的な「アクティブなまち」となることで、皆が住んで良かったと笑顔で暮らせる“あたたかい”都市を目指します。



3 新市のまちづくり体制（地域自治制度）

（1）新たなまちづくり体制

合併による不安の解消、地域の特性やまちづくりの継承を進めるために、行政の取組として、広聴制度の充実や重点的な予算配分などの対応が想定されます。

しかし、新市は、市域の広大化に加えて、少子高齢化と人口減少という状況を見通した中で自治体運営を行うことが前提となっています。行政の取組だけでは、地域の多様なニーズを十分に把握し対応することは困難であり、これまで以上に、住民自らの活動、各種地域団体の活動など、住民自治、地域自治によるまちづくりが求められます。

そこで、新市における新たなまちづくり体制として、栃木市において推進している住民、地域、団体、行政など多様な主体が参加する協働の仕組みとなる「地域自治制度」を引き続き推進します。

（2）地域自治制度の基本的な枠組み

①住民代表組織

住民や団体など、地域に関わる多様な主体の声を把握し、地域の意見として集約、調整するとともに、住民、地域、団体、行政の活動の連携を強化するために住民代表組織を設置します。

②身近な地域行政機関

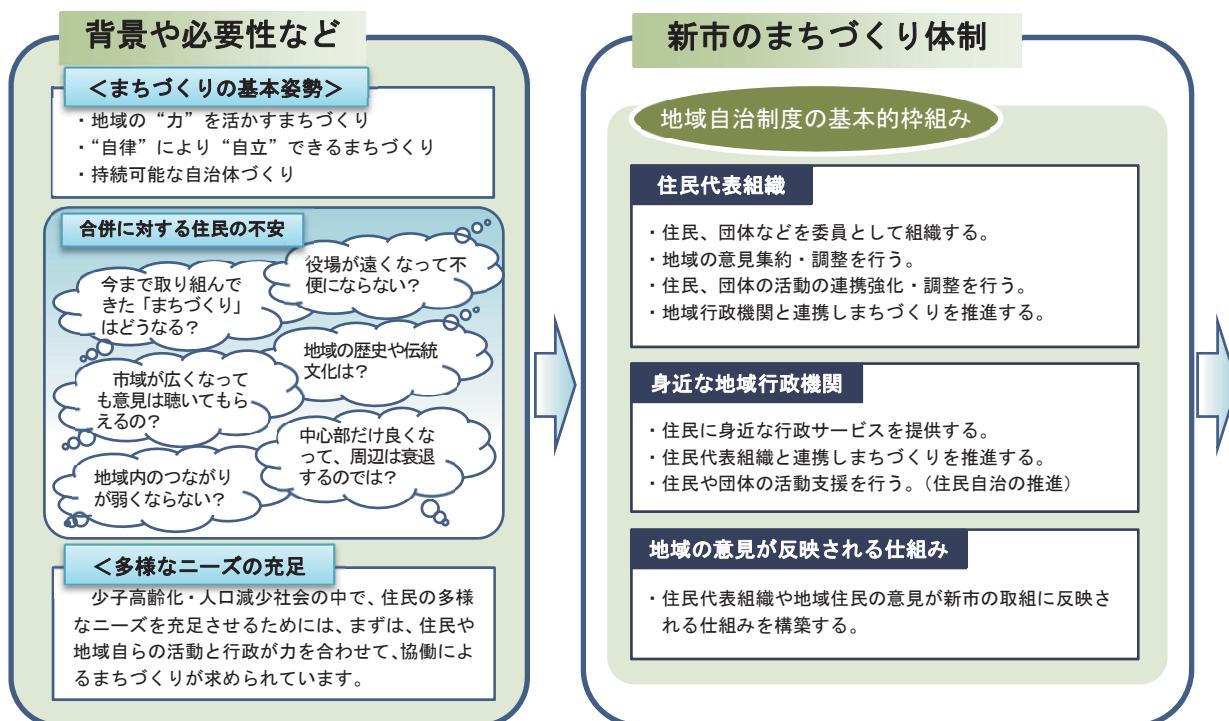
住民の利便性の維持向上のための身近な行政サービスを提供するとともに、住民代表組織との連携により、地域のまちづくりの推進や住民活動等の支援を行うために身近な地域行政機関を設置します。

③地域の意見が反映される仕組み

住民代表組織や地域住民の意見が、地域行政機関の取組だけでなく、本庁が地域に関する重要な取組を行う際にも、反映される仕組みを構築します。

（3）地域自治制度の具体像

新市における地域自治制度として、「市町村の合併の特例に関する法律」に基づく地域自治区を導入します。合併への不安の解消を第一に考慮し、岩舟町の区域に地域自治区を設置します。（平成22年3月29日旧大平町・旧藤岡町・旧都賀町の区域に、平成23年10月1日に旧西方町の区域に、それぞれ地域自治区を設置）



(4) 地域自治のあり方

①地域自治の目標

地域自治は、地域のまちづくりと自治の推進が目的です。一方で、新市は合併による効果を活かして一体的なまちづくりを推進することも重要であり、これらを両立させることが課題となり、相反する目標を抱えていると捉えることができます。

元来、自治体は、住民、団体、企業など多様な主体により構成されており、多様な個性の集合体です。このようなことから、個性ある地域が一つの自治体の中に共存しながら、全ての地域と住民が有機的なまちづくりを進め、「新市の発展」へつなげていくことが重要です。

②地域自治制度導入にあたっての責務

地域自治制度は、新市の行政に地域住民の意見を反映する仕組みを整え、合併の不安を解消することが大きな目的の一つです。同時に、住民や地域自らの手によるまちづくりを推進する自治のための制度です。

住民代表組織や地域住民は、行政側に一方的に意見を述べ要望するのではなく、「自治」を念頭に置き、住民や地域自らができるものは自ら行うという自助・共助の意識を高め、住民自ら、地域自らが、あるいは多様な主体の連携、協働により、地域のまちづくりを進めることが求められます。

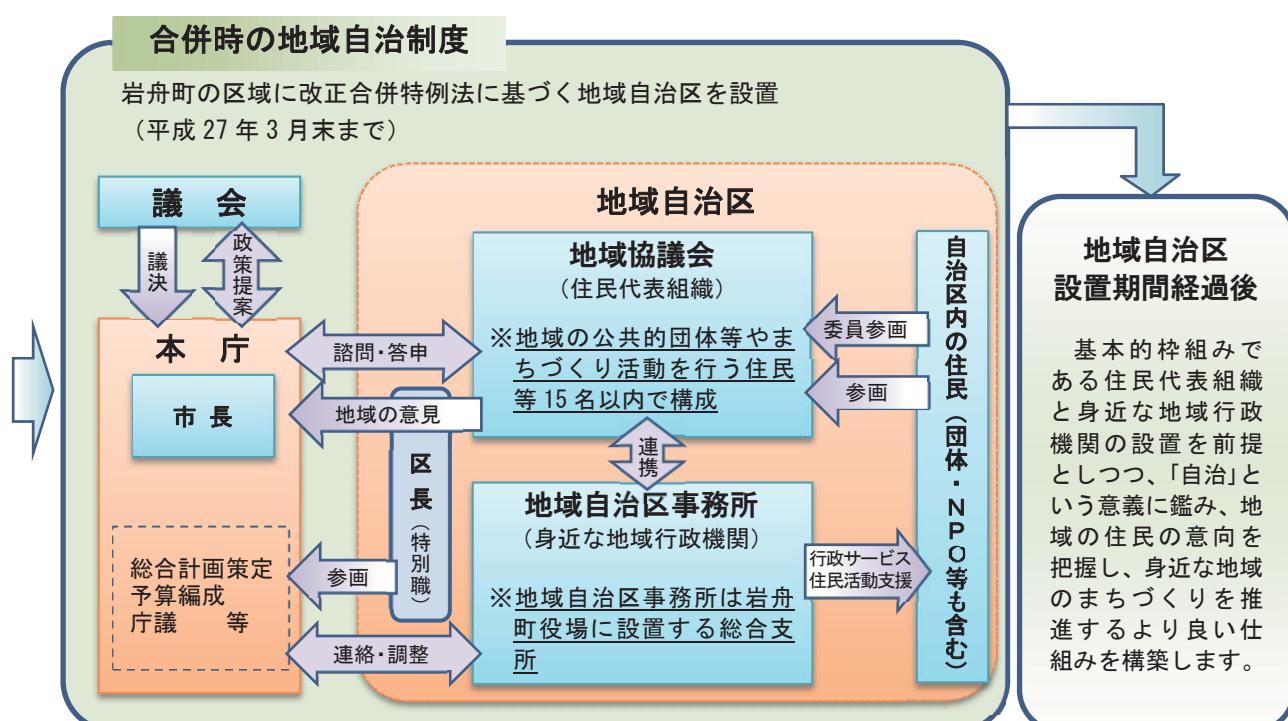
また、地域行政機関は、まちづくりに関する情報を積極的に住民代表組織や地域住民と共有化するとともに、地域住民のパートナーとしての自覚を持ち、住民代表組織や住民の活動を積極的に支援することが求められます。

なお、新市において、地域自治制度を中心として、住民、団体、行政など多様な主体が参加した協働のまちづくりを推進するためには、それぞれの役割と責務を明確化する基本的なルールづくりを行うことも検討する必要があります。

③地域自治制度の発展方向性

新市においては、地域自治制度について恒常的な検証と調整を行い、その目標である「新市の発展」に一層寄与するものへと近づけていきます。

また、合併協議による地域自治区の設置期間は、平成27年3月末までです。この期間経過後の体制については、基本的枠組みである住民代表組織と地域行政機関の設置を前提としつつ、「自治」という意義に鑑み、地域の住民の意向を把握し、身近な地域のまちづくりを推進するより良い仕組みを構築します。



4 新市の都市構造の基本方針

●複合的都市拠点



栃木駅周辺、市役所を中心としたエリアでは、教育や医療をはじめとして様々な都市機能のより一層の集積・向上を図り、拠点性を高めるとともに、交通面や情報面において地域拠点とのネットワークを強化し、新市にふさわしい都市拠点の形成に努めます。

●地域拠点



各地域の総合支所や駅の周辺を中心としたエリアでは、住民の日常生活が充足し、多様な主体が住民活動を展開できるよう行政機能をはじめとして、医療・福祉、教育、学習等の面において身近で便利な機能を一層充実させます。

●観光交流・レクリエーション拠点



太平山・太平山南山麓、蔵の街、岩船山、つがの里、渡良瀬遊水地、金崎さくら堤、西方城址、三毳山を中心としたエリアと2つの道の駅では、観光交流人口を呼び込む拠点として、豊かな自然環境と多彩な地域資源を活かすとともに、道の駅は新市の玄関口として、情報発信拠点機能の充実に努めます。

●IC周辺活用エリア



都賀、栃木、佐野藤岡の各インターチェンジ周辺エリアでは、首都圏と東北地方を結ぶ東北縦貫自動車道と太平洋と日本海を結ぶ北関東自動車道の結節点という地理的優位性を活かし、新たな産業集積や交流拠点としての整備を推進します。

●産業誘導エリア



一般国道50号沿線の大平西水代地区付近及び岩舟町の曲ヶ島工業団地付近、藤岡中根地区付近にかけたエリアは、幹線国道沿いという交通利便性や位置的優位性を活かし、産業や物流施設などの立地を図るため、産業誘導エリアとして位置づけます。

●都市的利用ゾーン



住宅、商業施設の立地など市街化を促進する区域では、生活道路や上下水道の整備などにより居住環境の維持向上に努めるとともに、地域拠点周辺や東武日光線・東武宇都宮線やJR両毛線の駅周辺など良好な居住条件を備えた地区の整備を推進します。

●産業集積ゾーン



既存の工業集積地や工業団地等となっている区域では、高速道路や幹線道路へのアクセス性の向上など企業が活動しやすい周辺環境の整備・充実を図るとともに、新たな企業の誘致を推進します。

●田園・農村的利用ゾーン



農業を振興する区域や都市的利用ゾーンの周辺部では、農業を活性化する環境を整備するとともに、自然と調和した地域として、適正な利活用と集落環境の改善に努めます。また、自然環境や地域コミュニティを活かした地域づくりを推進します。

●自然環境利用ゾーン



山林、自然公園などの区域では、生物多様性の確保に配慮し、里山の整備など適切な保全に努めるとともに、自然公園などにおいては、市民、観光客の憩いの場として、その特性や良好な景観などを活かし調和のとれた利活用を推進します。

軸の方針

●都市内連携軸

都市内連携軸は、新市の均衡ある発展、新市としての一体化、交通の円滑化による都市機能の向上、情報、人材の共有化など様々な役割を有します。主要地方道の機能強化を促進するとともに、公共交通ネットワークを充実することにより、複合的都市拠点、地域拠点間を結び、新市的一体化を推進します。

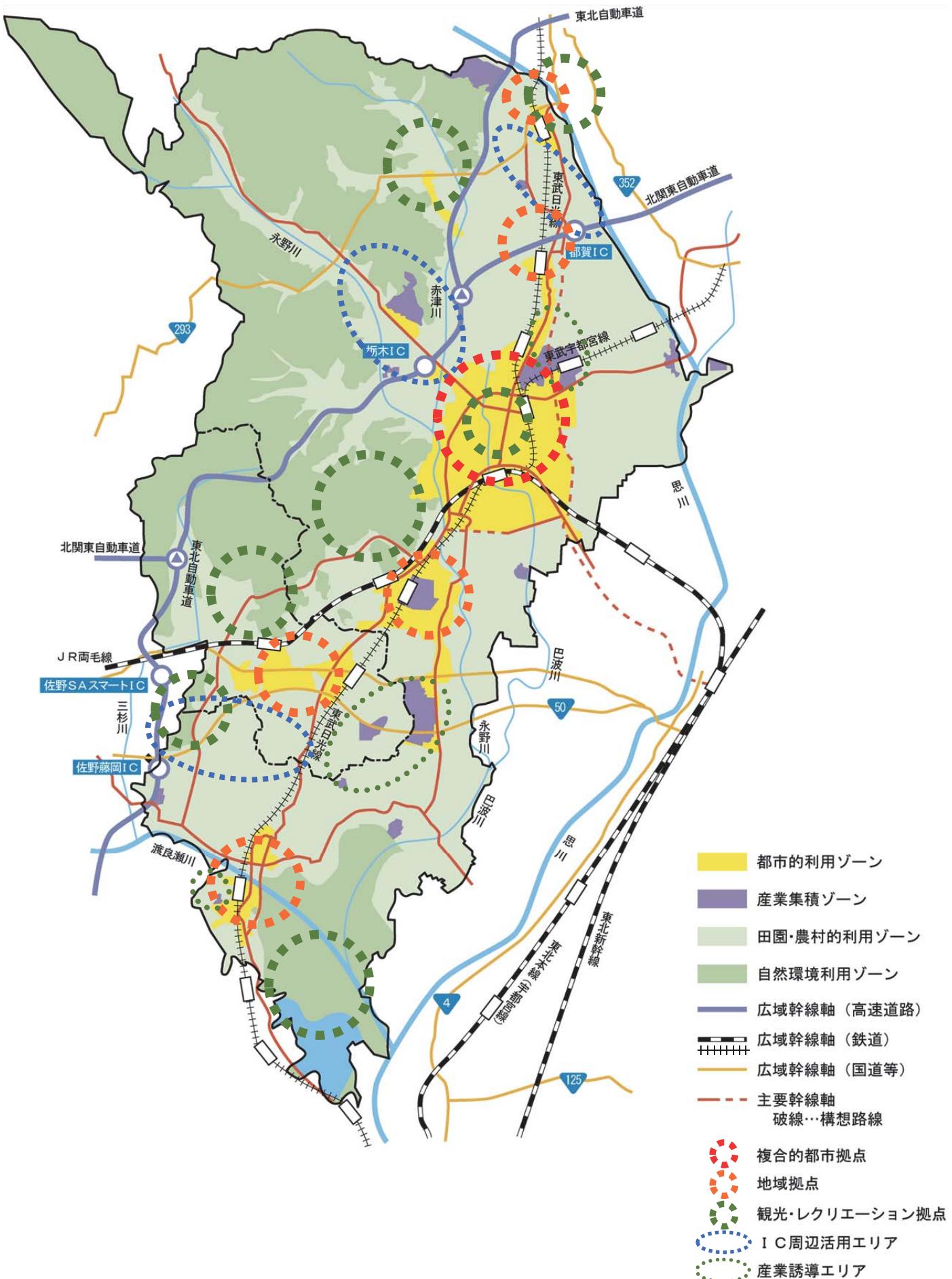
●広域交流軸

広域交流軸は、市民の利便性の向上、観光交流人口の増加、企業活動の環境充実などの役割を有します。県内外との広域的な交流、連携の軸となる基幹道路の整備を促進するとともに、東武線、JR線の利便性の向上を促進し、観光交流人口の増加や企業活動の一層の活性化のため、環境の充実を推進します。

●観光交流軸

観光交流軸は、都市内連携軸、広域交流軸を活用し、観光交流・レクリエーション拠点間における人、情報など新たなネットワークを構築し、観光回遊ルートの創出に取り組むとともに、道の駅等における情報発信の強化を進め、相乗効果による観光振興を推進します。

○都市構造のイメージ図



4

新市の施策

1 施策の体系

将来都市像

“自然”“歴史”“文化”
が息づき
みんなが笑顔の
あつたか “栃木市”

まちづくりの基本方針

基本方針 1 かけがえのない自然に優しいまちづくり

基本方針 2 心地よく暮らせるまちづくり

基本方針 3 安全安心で快適に暮らせるまちづくり

基本方針 4 健康で生きがいを持てるまちづくり

基本方針 5 健やかに人を育み学び続けられるまちづくり

基本方針 6 いきいきと働き賑わいのあるまちづくり

基本方針 7 共に考え共に築き上げるまちづくり

【まちづくりの基本姿勢】

- 地域の“力”を活かすまちづくり
- “自律”により“自立”できるまちづくり
- 持続可能な自治体づくり

2 施策の展開

基本方針1 かけがえのない自然に優しいまちづくり

豊かな自然環境を守り、将来に継承していくよう、自然環境の保全や安全で良好な水資源の確保を図ります。

施策展開の方向性	施策分野	主な取組
豊かな自然環境の保全	環境の保全	○環境基本計画の推進 ○不法投棄防止活動の推進 ○公害対策の充実 ○環境イベント等の実施・支援
	循環型社会の形成	○ごみの資源化・減量化の推進 ○リサイクル活動の推進 ○マイバッグ持参運動の推進 ○省エネルギーの推進 ○水循環システムの推進
	新エネルギーの推進	○太陽光発電システムの普及促進 ○EV・PHV車の普及促進 ○公共施設へのEVスタンド設置の促進
安全で良好な水資源の確保	上水道の整備・管理	○上水道の整備
	生活排水処理施設の整備・管理	○公共下水道の整備 ○農業集落排水事業の整備 ○合併浄化槽の普及推進
	河川環境の整備・管理	○河川親水環境の整備と保全 ○河川美化活動の推進 ○地下水の保全

基本方針2 心地よく暮らせるまちづくり

誰もが心地よく暮らし続けられるよう、都市基盤や景観形成の充実など暮らしやすい都市の創出を図るとともに、生活環境の充実に努めます。

施策展開の方向性	施策分野	主な取組
暮らしやすい都市の創出	都市基盤の充実	○計画的な土地利用の推進 ○都市計画マスターplanの推進 ○土地区画整理事業の推進 ○駅周辺交通環境の整備 ○都市計画道路・幹線道路等の整備

	景観形成の充実	○景観計画の遂行 ○良好な景観の保全・誘導
	定住環境の整備推進	○定住支援事業の充実 ○民間住宅開発の誘導 ○土地区画整理事業の推進（再掲）
	公共交通体系の充実	○コミュニティバス路線の再構築 ○デマンドタクシーの運行 ○鉄道との連携及び円滑化の推進
生活環境の充実	公園緑地の維持・整備	○都市公園の維持管理の充実 ○運動公園の施設整備の充実 ○自然散策路等の充実
	衛生環境の充実	○斎場の再整備の検討 ○墓地公園の整備
	住環境の維持・向上	○バリアフリー化の推進 ○生活道路等の整備及び維持管理 ○市営住宅の維持管理

基本方針3 安全安心で快適に暮らせるまちづくり

誰もが安心して愛着のある地域で暮らし続けられるよう、防災・危機管理体制や消防救急体制の充実を図るとともに、防犯・交通安全対策などの安全性の確保に努めます。

施策展開の方向性	施策分野	主な取組
危機管理体制の構築	防災・危機管理の強化	○危機管理体制の充実 ○防災・減災対策事業の実施 ○公共施設の耐震化の促進 ○一般住宅の耐震化の支援 ○市域の広がりに対応した防災体制の構築 ○地域、住民の災害対応力の向上 ○災害時における要援護者の支援活動構築 ○河川・調整池の適切な整備・管理 ○感染症発生時の対応マニュアルの作成
	消防・救急体制の充実	○消防・救急体制の充実 ○消防団の充実 ○消防施設・設備の維持・整備 ○消防水利の充実
安全安心な暮らしの確保	防犯・交通安全対策の充実	○防犯・交通安全意識の啓発 ○地域防犯活動の促進 ○防犯設備の充実 ○交通安全施設の維持・整備 ○歩行者専用道の整備促進
	市民相談窓口の充実	○総合的な市民相談体制の構築
	消費生活の安定と向上	○消費生活等に関する情報提供の充実 ○消費生活センターの管理運営

基本方針4 健康で生きがいを持てるまちづくり

誰もが健康で毎日をいきいきと生活できるよう、身近な医療から救急医療まで医療体制の充実を図るとともに、地域や市民が支え合う福祉の仕組みや医療・福祉・保健が一体となった支援体制など総合的な福祉を構築します。

施策展開の方向性	施策分野	主な取組
医療体制の充実	地域医療の充実	○医師会・医療機関等との連携強化 ○かかりつけ医の普及・定着 ○身近な医療体制の充実
	救急医療体制の充実	○急患センター機能の充実 ○小児救急医療の充実 ○二次救急体制の確保
	社会保険安定運営	○国民健康保険制度の安定運営 ○後期高齢者医療制度の安定運営の推進
総合的な福祉の構築	総合的な福祉サービス提供体制の構築	○総合的な相談窓口の設置 ○専門職の充実 ○医療機関・教育機関との連携強化 ○各種福祉関連団体との協力体制の強化
	地域福祉の充実	○地域福祉拠点の整備 ○地域福祉活動団体との連携強化 ○意識啓発の推進 ○福祉ボランティアの養成
	子育て環境の充実	○母子に関する医療費の助成 ○子育て支援施設・保育園の整備・充実 ○仕事と子育ての両立支援の充実 ○ひとり親家庭等の自立支援の推進
	障がい者の自立支援の充実	○相談支援の充実 ○日常生活の支援の充実 ○就労支援の充実 ○交流機会・社会参加の充実 ○権利擁護の推進

	高齢者の自立支援の充実	○介護予防サービスの充実 ○日常生活支援・外出機会支援の充実 ○介護保険サービスの充実 ○介護保険施設の整備促進 ○権利擁護の推進 ○高齢者向け住宅整備の促進
	低所得者の自立支援の充実	○生活保護の実施 ○就労支援の充実
健康づくりの充実	予防対策の強化	○各種健診・予防接種等の充実 ○感染症に関する意識啓発
	市民の健康づくり支援	○健康福祉施設の充実 ○健康づくりイベントの実施 ○健康相談・教育の充実 ○健康づくりに関する情報提供の充実
	母子保健の充実	○妊婦・乳幼児健診の充実 ○子育て相談・発達相談の充実

基本方針5 健やかに人を育み学び続けられるまちづくり

将来を担う子どもたちが学ぶべき時に学び、地域を支える大人たちが学びたい時に学ぶことができるよう、市民一人ひとりが様々な知識や経験に触れ、生涯に亘り学び合うことのできる環境づくりを推進し、優れた個性と豊かな人間性を持った人づくりを推進します。また、地域が受け継いできた文化、歴史、伝統を大切にするとともに、それらの啓発に努め、愛着と誇りをもった地域の担い手を育成します。

施策展開の方向性	施策分野	主な取組
学校教育の充実	確かな学力の育成	○学力の向上 ○特別支援教育の充実 ○国際教育の充実 ○今日的課題に対応した教育の充実 ○ふるさと学習の推進 ○キャリア教育の充実
	豊かな心及び健やかな体の育成	○道徳教育の充実 ○人権教育の推進（学校教育） ○児童生徒指導の充実 ○健康教育の推進 ○体力の向上 ○食育の推進
	魅力ある教育環境の充実	○開かれた特色ある学校づくりの推進 ○教員の指導力向上 ○指導・支援環境の充実 ○学校安全の充実 ○学校施設・設備の充実
	一貫性のある教育の充実	○幼・保・小・中・高の教育の一貫性の確保 ○幼児教育の推進
生涯学習の推進	生涯学習環境の充実	○生涯学習ネットワークの構築 ○社会教育施設の充実
	生涯学習機会の充実	○市民の学習機会の充実 ○家庭教育支援の充実 ○青少年教育の推進 ○人権教育の推進（社会教育） ○読書環境の充実
スポーツの推進	スポーツ環境の充実	○スポーツ施設の整備・充実 ○スポーツ団体の育成・支援
	生涯スポーツの推進	○スポーツ交流の推進 ○スポーツ普及の推進
文化の振興	文化芸術活動の推進	○文化芸術に親しむ機会の充実 ○文化団体等の育成・支援
	歴史文化等の保護と活用	○文化材等の保存と活用 ○郷土伝統等の継承支援

基本方針6 いきいきと働き賑わいのあるまちづくり

高速道路網、鉄道網、豊かな自然環境など新市の特性となる基礎的条件や両市町が守り育ててきた地域資源や産業を活かすことに加え、合併の効果を活かし、地域資源、企業、住民など多様な主体の力をつなぎ、新たな連携を築くことにより、あらゆる産業分野において新市の可能性を最大限に引き出し、賑わいのある新市を築いていきます。

施策展開の方向性	施策分野	主な取組
農林業の振興	農業経営基盤の充実	○農業基盤の維持・整備 ○かんがい排水施設の保全と整備促進 ○優良農地の適切な保全 ○農業団体との連携強化 ○新規就農者支援、担い手の育成支援 ○農産物直売施設等の機能充実 ○ＩＴによる販売・流通体制支援
	特色ある農林業の展開	○地域ブランドの育成 ○食と農の連携による食育・地産地消の推進 ○体験農業等グリーンツーリズムの推進 ○安全安心な農産物の生産支援 ○間伐等森林整備の推進 ○林道・作業道の維持・整備 ○里山林の整備・利活用の推進

商工業の振興	商業の振興	○商店街の活性化支援 ○地域ブランドの推進 ○商工団体との連携強化 ○商業環境の整備促進
	工業の振興	○業種間連携の促進 ○産学官の連携強化 ○製品ブランド化の促進 ○制度融資の実施
観光レクリエーションの振興	魅力ある観光交流・レクリエーション拠点の形成	○観光交流・レクリエーション拠点の整備・充実 ○イベント等開催の支援 ○観光ニーズの調査分析
	観光ネットワークの形成	○観光情報提供体制の強化 ○テーマ別観光回遊ルートの設定 ○観光関係団体のネットワーク化の推進
	新たな付加価値の創造	○地域連携、産業連携による特産品開発 ○滞在・体験型観光の推進 ○ブランド力の向上 ○観光に携わるボランティアの育成支援 ○「おもてなしの心」の普及
雇用の創出	企業誘致の推進	○高速道路IC周辺エリア活用整備の推進 ○産業適地の利活用の推進 ○企業への情報発信、支援体制の充実
	新産業創出の推進	○食と農の連携推進（再掲） ○地域ブランド開発の推進
	多様な雇用環境の創出	○コミュニティビジネスの推進 ○企業等と住民を繋ぐ人材バンク等の検討 ○勤労者福祉の充実
多様な地域間交流の充実	国内・国際交流の推進	○国内外の友好都市等との相互交流の推進 ○国際交流団体との連携強化 ○国際交流イベントの開催 ○語学講座等支援事業の充実
	全市的交流イベント開催の推進	○新市発足記念式典等の実施 ○市民スポーツ交流大会等の開催

基本方針7 共に考え共に築きあげるまちづくり

市民と行政が一体となり、自立した地域運営を展開していくために、市民、地域、まちづくり団体など様々な主体の創意とエネルギーが十分に発揮され、誰もが主体的なまちづくりに取り組めるよう、まちづくりの新たな仕組みづくりや市民参加、人権の尊重や男女共同参画を推進するとともに、効率的な行財政運営の中においても多様なニーズに的確に対応できる行政基盤を構築し、市民と行政との一層の信頼関係を築いていきます。

施策展開の方向性	施策分野	主な取組
市民と行政の協働と情報共有化の推進	地域自治の仕組みづくり	○地域自治の制度の確立 ○地域自治・住民自治の意識啓発 ○地域内の住民や団体の連携強化
	身近なまちづくりの推進	○自治会の活動支援・連携強化 ○地域の人材育成 ○協働のルールづくりの検討
	市民活動の推進	○市民活動への支援制度確立と拠点施設の運営 ○市民活動に関する情報提供の充実 ○NPO等の育成 ○女性団体等との連携強化 ○青少年健全育成活動の推進
	市民参画の充実	○新市に適した広聴制度の運用 ○パブリックコメント制度の活用 ○審議会等への委員公募制の推進
	情報共有化の推進	○広報紙による情報の発信 ○ホームページの活用・管理運営 ○ケーブルテレビ等による行政情報の提供 ○統合型地図情報等による新たな情報提供 ○情報公開制度の運用 ○個人情報の保護
基本的人権の尊重	人権の尊重	○人権教育・啓発の推進 ○人権関係団体との連携 ○人権相談窓口の充実 ○隣保館等の管理運営
	男女共同参画の推進	○男女共同参画意識の醸成 ○審議会等への女性委員の登用
行財政運営の充実	行財政基盤の強化	○総合計画の推進 ○行政評価システムの適正運用 ○財政健全化の継続推進 ○受益者負担の適正化 ○適正な職員定数管理の推進 ○公共施設の維持管理の効率化
	市民サービスの提供体制の充実	○総合窓口化など窓口サービス体制の向上 ○総合支所の耐震化等の実施 ○職員の専門化・能力開発の推進 ○福祉等に関する専門職員数の拡充 ○広域的な行政の推進 ○広域連携組織への参加 ○公共施設の共同利用

1 歳入

①地方税

現行の税制度を基本に、過去の実績や将来人口推計等を踏まえ推計しました。

②地方交付税

人口減少等に伴う地方税の減収の影響や、合併に伴う算定の特例（合併算定替）などを踏まえて推計しました。

③国庫支出金・県支出金

過去の実績推移を踏まえるとともに、岩舟町分の生活保護費等に係る国庫負担金分を見込んで推計しました。

④繰入金

財源不足額を見込んで推計しました。

⑤繰越金

前年度の收支黒字額を見込んで推計しました。

⑥地方債

投資的経費などの見込みを踏まえて推計しました。

⑦その他の歳入

今後の社会情勢が不透明なこともあり、過去の実績を踏まえ、概ね現状で推移していくものと推計しました。

2 歳出

①人件費

合併に伴う特別職、議会議員などの削減効果に併せ、一般行政職等については両市町の職員数見込みにより推計しました。

②扶助費

過去の実績推移や将来人口構成比を踏まえるとともに、岩舟町分の生活保護等に係る事務事業の増加経費分を見込み推計しました。

③公債費

これまでの借入に対する償還額に、新たな借入に対する償還額を見込み推計しました。

④物件費

過去の実績推移を踏まえるとともに、事務運営の効率化を図り対前年1%の削減を見込み推計しました。

⑤維持補修費

概ね現状維持で推移するものと推計しました。

⑥補助費等

合併による行財政の効率化により対前年1%の削減を見込み推計しました。

⑦繰出金

過去の実績推移を踏まえて、概ね現状で推移するものと推計しました。

⑧投資的経費

事業費の抑制に努め、両市町の財政見通し及び特殊要因を踏まえて推計しました。

⑨その他の歳出

過去の実績推移を踏まえて、概ね現状で推移するものと推計しました。

3 財政計画（推計）

(1) 岁入

(単位：百万円)

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
地方税	20,151	19,120	19,063	19,005	18,391	18,333	18,276	17,683	17,613	17,544
地方譲与税 ・交付金	3,148	3,148	3,148	3,148	3,148	3,148	3,148	3,148	3,148	3,148
地方交付税	10,545	10,942	10,687	11,268	11,454	11,698	11,529	10,818	11,239	11,288
分担金・負担金	349	349	349	349	349	349	349	349	349	349
使用料・手数料	1,058	1,058	1,058	1,058	1,058	1,058	1,058	1,058	1,058	1,058
国庫支出金	7,060	7,153	7,068	7,143	7,223	7,249	7,224	7,144	7,233	7,323
県支出金	4,581	4,504	4,428	4,423	4,418	4,414	4,410	4,404	4,399	4,395
財産収入・寄付金・諸収入	3,820	3,810	3,810	3,810	3,810	3,810	3,810	3,810	3,810	3,810
繰入金	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
繰越金	1,313	1,939	1,710	989	1,698	1,943	1,648	1,273	568	585
地方債	6,882	6,605	7,945	5,695	5,735	5,695	5,614	5,492	5,492	5,402
歳入合計	59,907	59,628	60,266	57,888	58,284	58,697	58,066	56,179	55,909	55,902

(2) 岁出

(単位：百万円)

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
人件費	10,656	10,568	10,532	10,385	10,371	10,356	10,349	10,349	10,349	10,334
扶助費	9,626	9,726	9,737	9,749	9,761	9,772	9,784	9,702	9,621	9,540
公債費	6,516	6,901	7,169	7,035	6,910	7,305	7,520	7,775	8,039	8,131
物件費	9,071	8,980	8,890	8,801	8,713	8,626	8,540	8,454	8,370	8,286
維持補修費	229	229	229	229	229	229	229	229	229	229
補助費等	3,526	3,491	3,456	3,421	3,387	3,353	3,320	3,286	3,254	3,221
繰出金	6,850	6,881	6,898	6,879	6,850	6,824	6,807	6,807	6,807	6,807
積立金	656	969	855	494	849	972	824	637	284	292
投資・出資金・貸付金	2,771	2,771	2,771	2,771	2,771	2,771	2,771	2,771	2,771	2,771
投資的経費	8,068	7,402	8,740	6,426	6,500	6,841	6,649	5,601	5,600	5,500
歳出合計	57,969	57,918	59,277	56,190	56,341	57,049	56,793	55,611	55,324	55,111

収支差引	1,939	1,710	989	1,698	1,943	1,648	1,273	568	585	790
------	-------	-------	-----	-------	-------	-------	-------	-----	-----	-----

※ 今後の県との協議により、数値が変更になる場合があります。

6

公共施設の統合・整備

1 基本方針

公共施設の統合整備については、市民生活に急激な変化を及ぼさないよう、地域のバランスや市民の利便性等に十分に配慮するとともに、財政事情や次世代への負担を考慮するといった、ファシリティマネジメント※の考え方に基づいて統合・整備を進めることとします。

※ ファシリティマネジメント：行政が保有、賃借する施設（土地、建築物、設備等）において、最適な状態で保有し、賃借し、使用し、維持するための総合的な経営管理活動のこと。

2 施設整備・活用の方針

（1）既存施設・財産の活用の方針

既存の公共施設については、合併を機として、他の類似施設との複合化や役割分担、連携などを進めるとともに、地域住民との協働や指定管理者制度の導入等により、様々なニーズに対応した効率的なサービス提供と利便性の向上に努めます。なお、老朽化により更新や大規模改修が必要となった場合は、利用状況、類似施設の有無等を総合的に勘案し、統廃合も含めて検討していくものとします。

また、市有の未利用地等についても有効活用の検討を行うとともに、処分を含め適正な対応を検討していきます。

（2）公共施設の新規整備

新規の公共施設の整備は、その必要性の検討と市民の意向の把握を十分に行うとともに、民設民営の可能性、他の施設の廃止による複合的利用の可能性、PFI方式など民間活力の活用、維持管理経費の将来負担、受益者の範囲等の多角的な視点で慎重に検討したうえで行うものとします。

（3）受益者負担の適正化

公共施設の使用料は、誰もが使いやすい施設として、その機能を維持向上していくうえで大切な財源となるものです。新市においては、公共施設の使用料等の減額や免除の基準を一元的に見直し、受益者負担の一層の適正化を進めます。

3 庁舎整備の方針

新市の庁舎については、市庁舎は栃木市役所（注：旧福田屋百貨店栃木店を改修し、新庁舎として平成25年度に移転予定）とし、総合支所は当分の間は旧町庁舎を活用していくものとします。

また、市民サービスの低下を招かないよう電算処理システムの統合やネットワーク化など必要な整備を行うとともに、老朽化した庁舎については必要な整備改築を行うものとします。